

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	公用語と汎用語
Author(s)	関本, 至
Citation	ニダバ , 5 : 64 - 65
Issue Date	1976-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00046311
Right	
Relation	



公用語と汎用語

関 本 至

同じ一つの言語の中にも、職業や階層などにより、あるいは用途目的に応じて、種々の言語的位相がみられる。公用語、汎用語などもそうした言語位相の一種であると考えることができよう。

公用語とは、ある社会で公式に使われる言語、とくに一つの国家で法律や公的文書などに用いられる言語である。これに対して、汎用語とは、公用語というに近く、教養ある人たちの日常の口語をいう。

それぞれの国家が、法律を定め、司法や行政を行ない、国民を教育するなどのために、公の言語を必要とするのは当然のことである。世界には何千という数の言語があるが、国家の数は百数十であって、一国の公用語たる地位を保つ言語の数はそれほど多くはない。

では何を以て一国の公用語とするか。国民の多数（とくに教養ある人々）が用いる汎用語をこれに当たればよい——理屈の上ではまさにその通りである。しかし現実はさほど簡単ではない。一つの国家の国民の構成状況はかならずしも単純ではなく、多民族国家もあり、またかつて植民地であった国家で、その国民独自の汎用語をまだ十分に形成していない国家もある。従って一つの国家の公用語としていかなる言語を使うかを憲法で規定している国が少なくないのである。

公用語として单一言語を憲法の中で規定している国は、インドネシア、イラク、トルコ、その他相当多く、それらの国ではその国の主たる汎用語がこれに充てられる。

複数言語を公用語とする国は、スイス、フィンランド、アイルランド、その他で、それがすぐれた汎用語をもつ幾つかの民族から成っている。

自国の民族語のほかに、かつての宗主国や言語を公用語に加えている旧植民地国家としては、ビルマ、ラオス、レバノン、フィリピン、その他がある。

公用語を規定していない国（アイスランド、アフガニスタン、アメリカ合衆国、そして日本もそうである）では、公用語が自明であるため、あるいは故意にその規定を避けているため、あるいはそのことへの自覚が十分でないため、など、規定を欠く理由はいろいろあるであろう。

このほか特殊な例としてギリシアがあり、ここでは以前の憲法には「国家の公式の言語は、憲法の正文およびギリシア法の正文の書かれているところのものである」と規定していた。これは要するに古代からの伝統をふまえた「純正語」（憲法はこれで記されている）が公式の言語だということにほかならない。ギリシアでは、この「純正語」と「民衆語」（民衆の口語をもとにして作りあげられ、すでに汎用語の役をしている）という二つの位相を異にする言語があり、そのいずれを公用語とするかについて長い論争がおこなわれてきた。1974年に軍事政権が倒れたあと、新しく憲法を改正するに際し、民衆語を公用語とせよとの要求が民衆語論者の間から出されたが、ついに実現するには至っていない。しかし公用語を規定す

る条項は、1975年制定の新憲法から姿を消した。

それぞれの国の公用語と汎用語のあり方は、その国が経てきた政治や文化の歴史がその背後に深く関わり合っていて、なかなか複雑なものがあるのである。